

人権擁護に関する施策の基本計画

2022（令和4）年4月

近江八幡市

はじめに

本市では、「近江八幡市人権擁護都市宣言」に込めた思い、「近江八幡市人権擁護に関する条例」に示した目的を具体化するべく、「近江八幡市人権擁護に関する基本計画」を策定し、長年にわたり、様々な人権教育や啓発、人権擁護に関する施策を実施してきました。

それらの取り組みにより、差別をしない、させない、許さないとした世論が形成され、市民相互に人権を擁護する社会となりつつあるものの、誠に残念ながら、未だに人権問題は根強く存在していることも事実であり、インターネットやSNSを利用した差別発言や誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者等への差別問題、性的指向・性自認に関する偏見、差別など、新たな問題が発生、顕在化するなど、人権教育や啓発などの人権施策の必要性はますます高まっているといえます。

こうした差別や新たに起こる人権問題を解決し、全ての市民が自分らしさを発揮しながら、いきいきと暮らしていけるまちとなるよう、これまでの施策を改めて検証し、課題等に対応するための施策の方向性を示した新たな「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定しました。

本年は、1922年3月3日に「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかに読み上げられた、日本初の人権宣言といわれる「水平社宣言」からちょうど100年であります。

市民一人ひとりが当事者意識を持って人権尊重の重要性を理解し、お互いの尊厳や権利を尊重しあえる社会となるよう、市民や事業者、行政が協働した人権擁護に関わる施策を推進してまいります。

末尾に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました人権擁護審議会の委員をはじめ市民意識調査にご協力いただいた市民、関係者の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和4年4月

近江八幡市長 小 西 理

目 次

第1章 計画策定の背景

1. 世界の動き	1
2. 国の動き	2
3. 滋賀県の動き	2
4. 近江八幡市の動き	3

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨	4
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	5
4. 基本理念	6
(1) 国際的な視点に立った人権意識の形成	6
① 人権教育の推進	6
② 多様性の尊重と多文化共生のまちづくりの推進	7
③ 人権意識の形成とその普及啓発	7
(2) あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止	8
① 人権擁護の推進	8
② 同和問題（部落差別）に関する今後の方向性	8
③ 人権施策の推進体制の充実	9

第3章 基本計画

1. 基本施策の推進	10
(1) 人権教育の推進	10
① 就学前教育、保育及び学校教育における人権教育の推進	10
② 生涯学習における人権教育の推進	10
(2) 啓発活動の推進	11
① 啓発活動の推進	11
② 事業者、団体等の啓発活動への支援	11
(3) 相談体制、支援体制の充実	12
① 相談・支援体制の強化	12
② 関係団体、関係機関との連携強化	12
(4) 連携・協働による人権施策の推進	13
① 市民、事業者の参加の促進	13
② 人権尊重の視点に立った行政の推進	14
③ 人権尊重のまちづくりを担う市職員の育成	14
2. 分野別施策の推進	17
(1) 女性の人権	17
(2) 子どもの人権	21
(3) 高齢者の人権	25
(4) 障がいのある人の人権	28
(5) 同和問題（部落差別）	32
(6) 外国人の人権	36
(7) 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権	40

(8) インターネットにおける人権.....	43
(9) 患者（感染者）の人権	46
(10) 様々な人権課題	48

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制.....	52
2. 各機関との連携・協力	52
3. 計画のフォローアップ及び見直し.....	52

資料

1. 世界人権宣言.....	54
2. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	57
3. 近江八幡市人権擁護に関する条例.....	58
4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（抜粋）	59
5. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 （ヘイトスピーチ解消法）	61
6. 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	63
7. 近江八幡市人権擁護審議会規則.....	64